全員協議会資料

令和４年度市道除排雪計画等について

令和４年11月24日
建　　設　　部

令和４年度の市道除排雪計画は、令和３年度の実施状況等を踏まえ、次のように取組むこととする。

１　令和３年度の取組結果

(1) 天候の特徴

令和３年度の累計降雪量は198㎝、積雪積算値は1391㎝、10㎝以上の降雪日数は５日、真冬日は16日、平均気温氷点下日数は61日であった。

項目　　年度	**Ｒ３**	Ｒ２	Ｒ１	H30	H29
累計降雪量（ｃｍ）	**198**	173	118	132	220
積雪積算値（ｃｍ）	**1391**	1148	356	275	1350
10㎝以上の降雪日数（日）	**5**	7	3	4	6
真冬日日数（日）	**16**	26	3	8	13
平均気温氷点下日数（日）	**61**	56	46	57	66

(2) 実施方法及び体制

令和３年度は、盛岡地域及び都南地域133者、玉山地域11者（うち重複５者）と委託契約を締結したほか、直営作業を含め、車道1,535.4㎞、歩道370.1㎞の除排雪を行った。降雪による一斉出動の業者指示は、盛岡地域及び都南地域５回、玉山地域11回であった。

(3) 除排雪業者の技術向上

主に新規参入業者を対象として、実車を用いて安全及び運転の作業講習会を実施した。

(4) 市民協働の除排雪の推進

小型ハンドガイド除雪機の貸出しは、市内全ての町内会・自治会に要望調査を実施し、139台を貸し出した。また５台の小型ハンドガイド除雪機械を更新した。

排雪用運転手付きダンプトラックは、23団体から申し込みがあり、34台を貸出した。

身近な雪置き場として、関係部の協力を得ながら公園及び市有地267箇所を設置した。

より身近な雪置き場として、８町内会・自治会から12箇所の民有地提供の申し出があった。

(5) 盛岡市職員除雪隊の出動

盛岡市職員除雪隊の出動は、10日（18件）であった。

(6) 市民対応専門窓口の開設

窓口を開設したのは、23日であった。

(7) 要望等の件数

市民等からの要望等は、令和２年度より70件多い2,579件であった。

内容としては、「除雪要望」、「除雪の仕方が悪い」が過半数を占めていた。

(8) 凍結路面対策

学校や地域の協力を得て凍結防止剤散布を強化したほか、職員による通勤途中などでのペットボトルによる凍結防止剤散布を実施した。

また、市内各所に凍結防止剤ボックスの設置を行ったほか、町内会・自治会等へ凍結防止剤の配布を行い、「背負い式の凍結防止剤散布器」は、35町内会・自治会に貸与した。

凍結防止剤ボックス等設置箇所	85 箇所
町内会・自治会等散布依頼箇所（配布先）	507 箇所

２　令和４年度の主な取組内容

(1) 除排雪計画書等の主な変更内容

・道路建設事業、土地区画整理事業、開発行為などで新たに築造された道路、住民要望があり除雪可能と判断した路線を除排雪指定路線に追加した(令和３年度比　車道＋3.9km，歩道＋3.0km)。

・市立中学校及び市立高等学校における活動の一環として、生徒によるペットボトルを利用した凍結防止剤散布実施の取組みを奨励し、通学路等の安全確保を図る。

(2) 天候の特徴

寒候期（12月～２月）予報（仙台管区気象台　Ｒ４．９.20発表）

・冬の平均気温は、ほぼ平年並の見込み。

・東北太平洋側の降水量は、ほぼ平年並みの見込み。

項目 地域	平均気温 冬（12～２月）	降水量 冬（12～２月）
東北太平洋側	ほぼ平年並みの見込み	ほぼ平年並みの見込み

(3) 実施方法及び体制

ア　除雪実施延長

車道：　1,539.3km（＋3.9Km）

歩道：　　373.1km（＋3.0km）　　（カッコ内はＲ３年度比）

除排雪指定路線延長　　（単位：Km）

項目	年度	H30	Ｒ１	Ｒ2	Ｒ3	Ｒ4
車道(km)		1,510.7	1,513.3	1,518.9	1,535.4	1,539.3
	盛岡地域及び都南地域	1,228.0	1,230.6	1,235.6	1,243.8	1,247.7
	玉山地域	282.7	282.7	283.3	291.6	291.6
歩道(km)		361.2	365.1	368.2	370.1	373.1
	盛岡地域及び都南地域	342.4	345.8	348.4	350.1	352.9
	玉山地域	18.8	19.3	19.8	20.0	20.2

(四捨五入のため合計数値が合わない場合がある)

イ　体制

盛岡地域及び都南地域は、すべて委託により実施する。

玉山地域は、直営及び委託により実施する。

委託業者数：146 者（令和３年度から７者増）

（委託業者については、１者の辞退があったが、新規掘り起しなど８者の参入により、令和３年度より７者増となった。）

ウ　除雪出動基準

(ｱ) 降雪量が概ね10cmを超えたとき、又は降雪量が５cmを超え更に降雪が予想されるとき。

(ｲ) 降雪量が(ｱ)に満たない降雪日が連続しているが、車輌等又は歩行者の通行に著しい影響を与えているとき、又は予想されるとき。

(ｳ) 強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。

(ｴ) わだち等路面状況が悪化したとき、又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

エ　凍結路面対策

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点や急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については、地域住民、町内会・自治会及び事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。また、職員によるペットボトル等を用いた凍結防止剤散布を引続き実施する。

(4) 除排雪業者の技術向上

経験の浅い受注業者や新規参入業者を対象として、作業講習会を実施し、安全及び技術の向上を図る。

(5) 市民協働による除排雪

ア　現在保有している152台の小型ハンドガイド除雪機械を、町内会・自治会等へ貸出し、住民の理解と協力による除雪を行う。機械の性能、安全性を確保するため、老朽機械５台の更新を行う。更新対象となった小型ハンドガイド除雪機械は、所管換えなどにより有効活用を図る。（令和４年10月14日現在申込数　91団体、135台）

イ　町内会・自治会及び商店街等が道路の除排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び除雪機械器具の貸し出しを行う。

ウ　市、町内会、除雪担当業者を交えた意見交換会を２地区で実施し、地域の課題などを共有した。また、盛岡市内の30地区に除雪モニターを配置し、情報交換を行う。

エ　身近な雪置き場として、公園257箇所を提供する。（令和４年10月14日現在）

オ　より身近な雪置き場として、11箇所の民有地を活用する。（令和４年10月14日現在）

カ　「背負い式凍結防止剤散布器」を新たに23個（R2からの累計73個（65町内会））に貸与する。

キ　市立中学校及び市立高等学校に凍結防止剤を配布し、生徒によるペットボトルを利用した凍結防止剤散布を実施する。（令和４年10月14日現在申込数８校）

ク　町内会・自治会へ出動状況の情報提供をメール配信により行う（配信希望者のみ）。

(6) 盛岡市職員除雪隊の出動

自力での除雪困難な世帯及び除雪機械では困難な箇所の除雪を行うため、盛岡市職員除雪隊を設置する（令和４年12月１日から令和５年３月31日まで）。

(7) 市民対応専門窓口の開設

現地確認、業者対応を円滑に行うため、市民対応専門窓口を設置する。

（令和４年12月１日から令和５年３月31日まで）

(8) 道路損傷等の情報提供

除排雪委託業者に道路損傷等の情報提供を求め、速やかで適切な市道の維持管理を図る。

３　今後の課題及び取り組み

(1) 除排雪委託業者の確保

除排雪業者のアンケート調査においては、担当路線を増やす希望がある業者が複数ある一方で「技術者の高齢化」「若者の建設業離れ」との回答が多く、令和４年度の除雪担当路線の調整においては、受注予定者から担当路線の縮小についての協議も数件あったほか、１者の除排雪業務受注辞退の申入れもあり、新規除雪路線が増え続けるなか、今後の委託業者確保が課題となっている。これらのことから異業種を含めた新規参入者の掘り起しを継続するほか、人員確保、作業の効率化等について委託契約方法を含め、他自治体の取組等について研究を進める。

また、30箇年以上連続して除雪に従事した受注者に対して感謝状を贈呈し、事業意欲の喚起を図る。

(2) 市民協働による除排雪の拡充

令和３年度に下橋中学校において試験的に実施した「生徒によるペットボトルを利用した凍結防止剤の散布」については、事後アンケートの結果、地域活動への協働意識の向上に効果が見込まれることから、今後、市立中学校及び市立高等学校における活動を継続して奨励し、生徒達の地域活動への協働意識の醸成を図る。

(3) 歩道除雪の充実

試験的に一部の歩道路線で、「降雪量が概ね５㎝を超えたとき」に出動し、降雪初期除雪の充実を図ることで日陰部分などの凍結箇所を抑制し、効果を検証する。

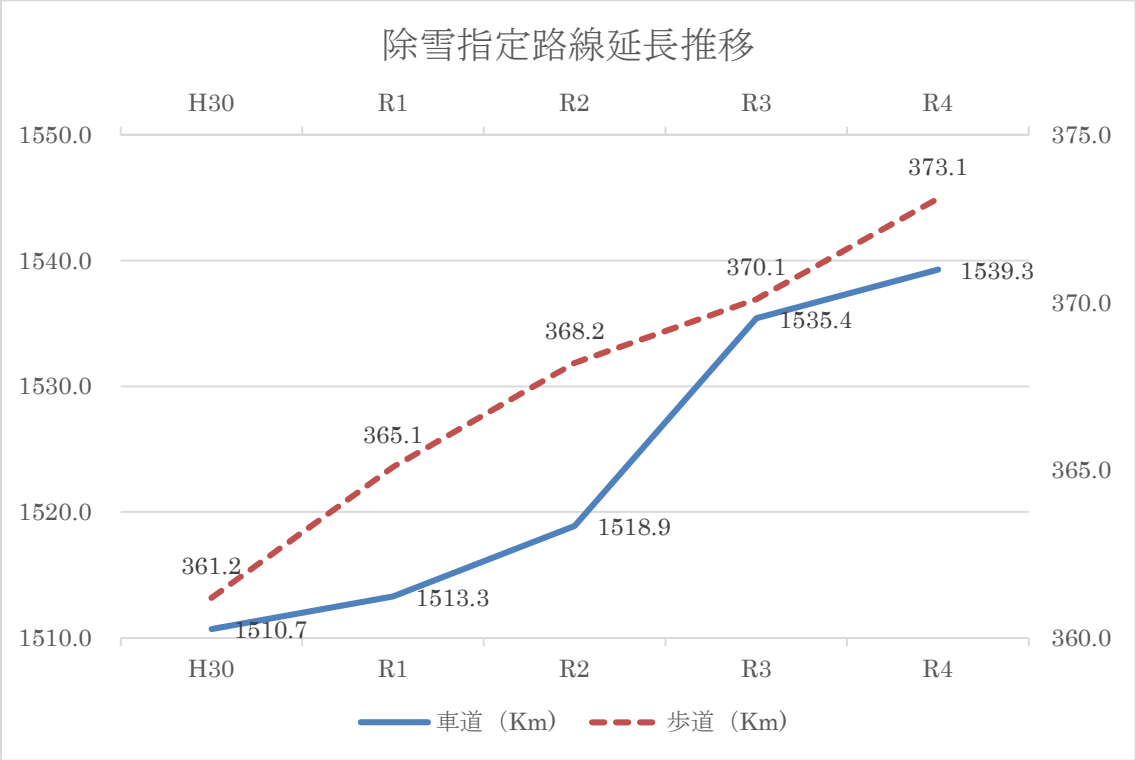

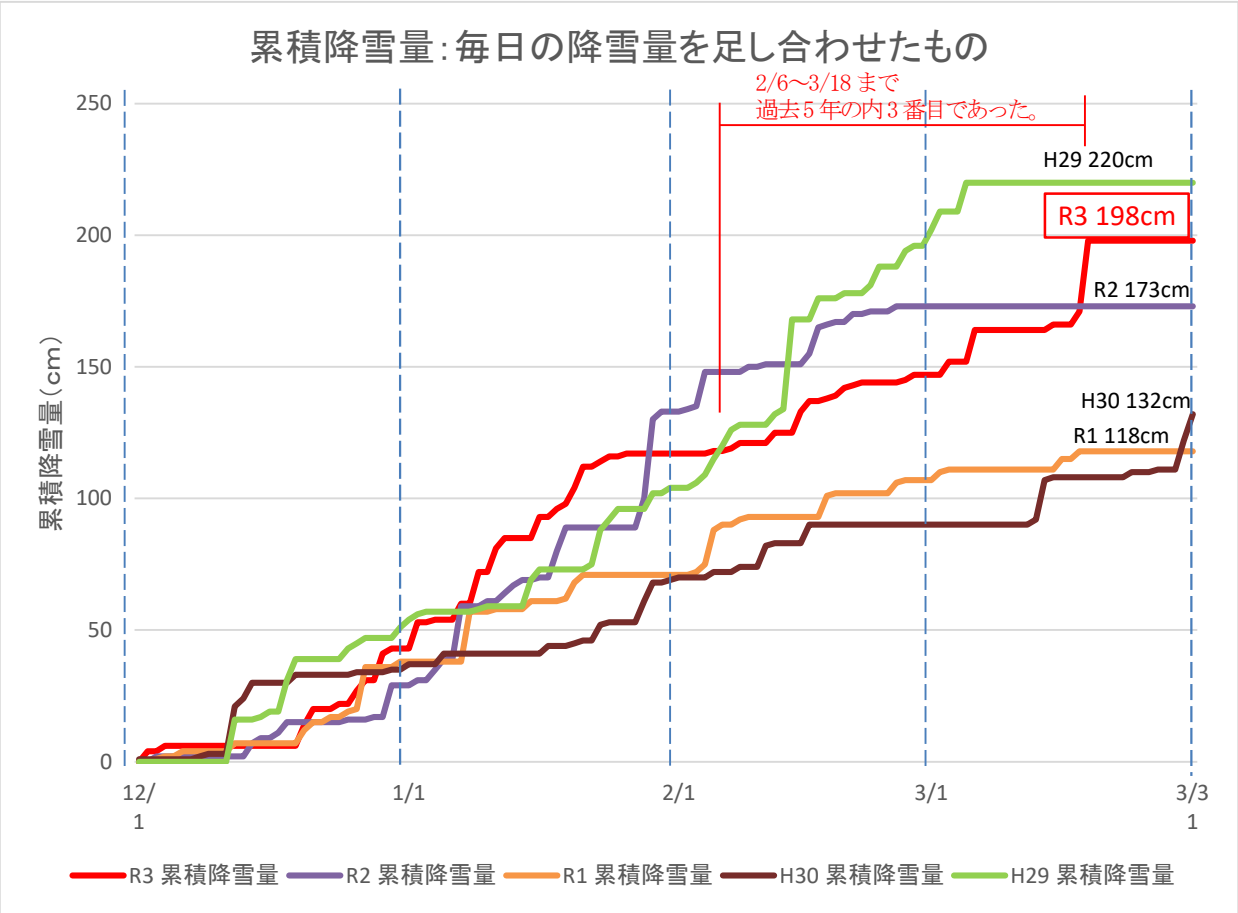
累積降雪量：毎日の降雪量を足し合わせたもの
2/6～3/18 まで
過去５年の内３番目であった。
H29 220cm
R3 198cm
R2 173cm
H30 132cm
R1 118cm
累積降雪量（cm）
250
200
150
100
50
0
12/1
1/1
2/1
3/1
3/31
R3 累積降雪量
R2 累積降雪量
R1 累積降雪量
H30 累積降雪量
H29 累積降雪量

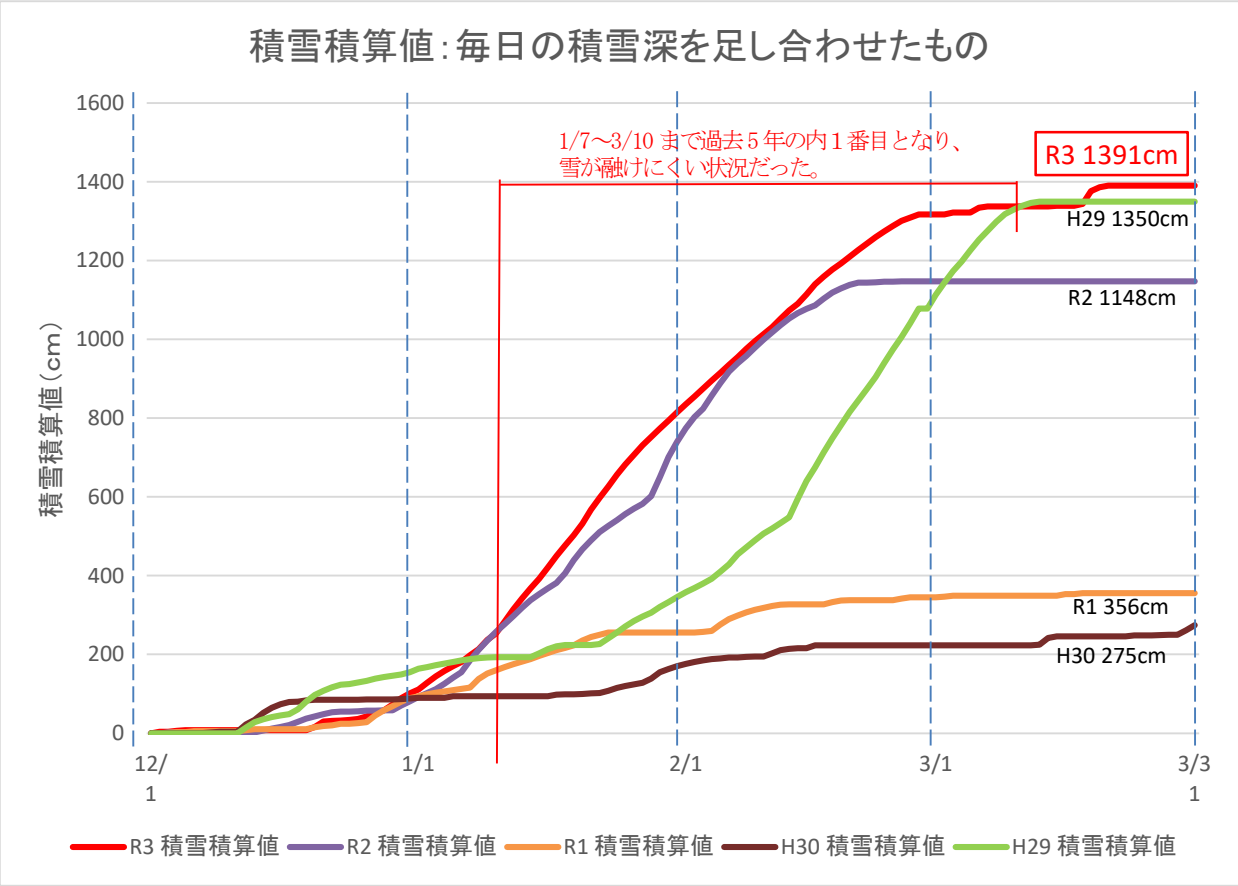
積雪積算値：毎日の積雪深を足し合わせたもの
1/7～3/10 まで過去５年の内１番目となり、
雪が融けにくい状況だった。
R3 1391cm
H29 1350cm
R2 1148cm
R1 356cm
H30 275cm
積雪積算値（cm）
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
12/1
1/1
2/1
3/1
3/31
R3 積雪積算値
R2 積雪積算値
R1 積雪積算値
H30 積雪積算値
H29 積雪積算値

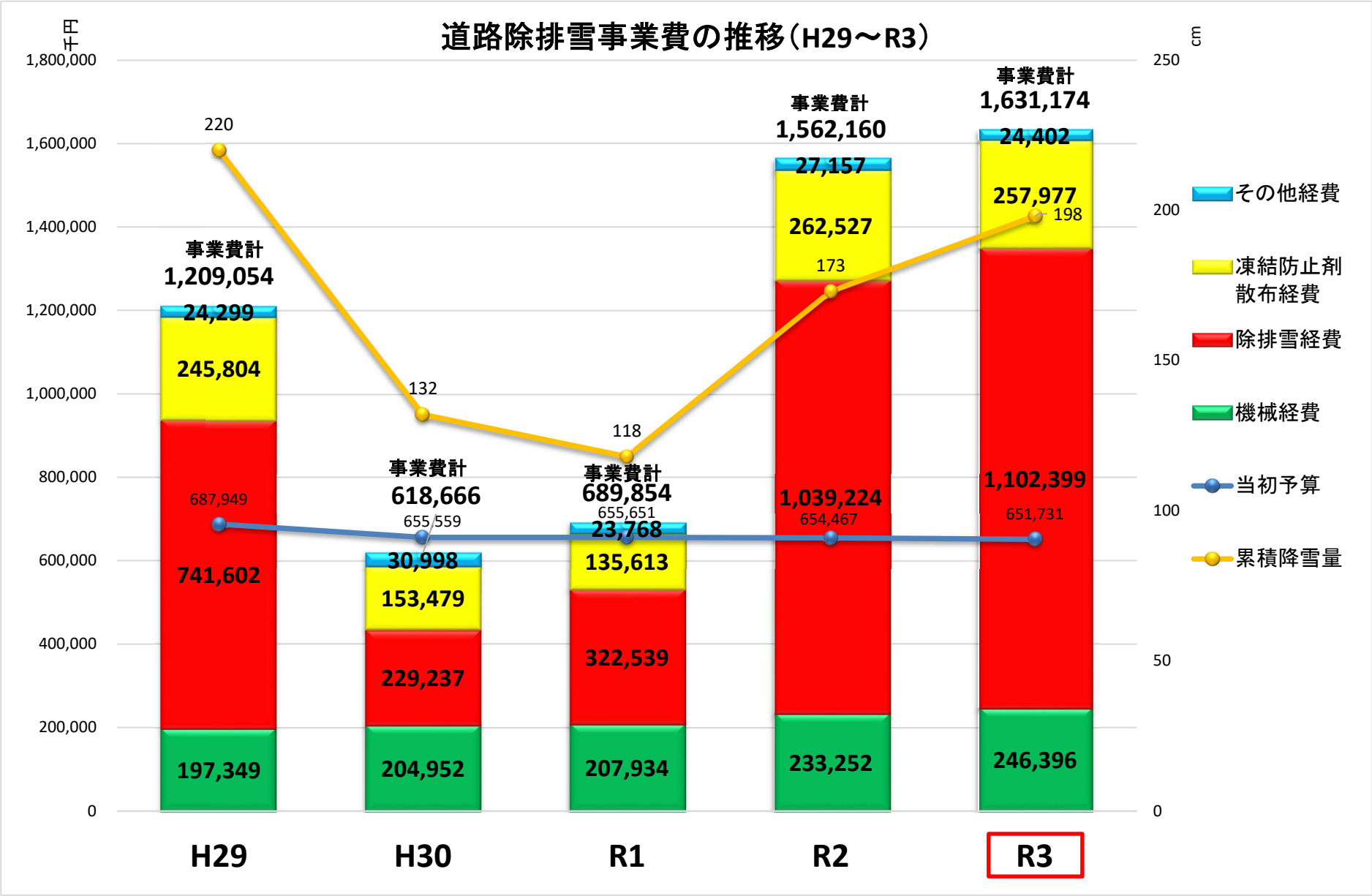
道路除排雪事業費の推移（H29～R3）
千円
cm
1,800,000
1,600,000
1,400,000
1,200,000
1,000,000
800,000
600,000
400,000
200,000
0
250
200
150
100
50
0
事業費計
1,209,054
24,299
245,804
741,602
197,349
687,949
220
事業費計
618,666
30,998
153,479
229,237
204,952
655,559
132
事業費計
689,854
23,768
135,613
322,539
207,934
655,651
118
事業費計
1,562,160
27,157
262,527
1,039,224
233,252
654,467
173
事業費計
1,631,174
24,402
257,977
1,102,399
246,396
651,731
198
その他経費
凍結防止剤散布経費
除排雪経費
機械経費
当初予算
累積降雪量
H29
H30
R1
R2
R3

盛 岡 市 除 排 雪 計 画 書

令和４年度

盛　　岡　　市

目　　次

第１章　盛岡市除排雪基本方針

第１　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第３　施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第４　体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第２章　盛岡市道除排雪計画

１　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

２　除排雪対策の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

３　除排雪路線の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

４　除排雪指定路線以外の除排雪・・・・・・・・・・・・・・4

５　除雪実施基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

６　排雪実施基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

７　凍結防止剤の散布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

８　消融雪施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

９　雪置き場の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

10　除排雪水準の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

11　情報収集及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

12　情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

13　市民協働による除排雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

14　国、県及び隣接市町村との調整・・・・・・・・・・・・・7

15　豪雪対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

除排雪対策本部組織体制・・・・・・・・・・・・・・・9

市民対応専門窓口組織体制・・・・・・・・・・・・・・10

豪雪対策本部組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・11

第３章　令和４年度　盛岡市道除排雪計画実施要領

１　除排雪対策本部の設置について・・・・・・・・・・・・12

２　除雪路線計画について・・・・・・・・・・・・・・・・12

３　除排雪実施方法等について・・・・・・・・・・・・・・13

４　凍結防止剤の散布要領・・・・・・・・・・・・・・・・15

５　水切り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第４章　盛岡市農道除雪計画

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

２　指定路線の除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

３　除雪の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

４　除雪出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

５　除雪の組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

６　情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

７　パトロールの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

８　排雪路線について・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

９　凍結防止剤の散布について・・・・・・・・・・・・・・・18

令和４年度　農道除雪計画概要

１　除雪計画路線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

２　業務委託業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第５章　盛岡市林道除雪計画

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

２　指定路線の除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

３　除雪の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

４　除雪出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

５　除雪の組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

６　情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

７　パトロールの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

８　排雪路線について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

９　凍結防止剤の散布について・・・・・・・・・・・・・・・21

令和４年度　林道除雪計画概要

１　除雪計画延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

２　業務委託業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

３　林道除雪路線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

４　林道除雪業務委託業者一覧・・・・・・・・・・・・・・・23

第６章　資料

１　使用機械一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

２　関係機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

３　令和４年度市道除排雪業務委託業者一覧表・・・・・・26

除排雪計画図・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別　添

第１章

盛 岡 市 除 排 雪 基 本 方 針

盛 岡 市 除 排 雪 基 本 方 針

平成16年10月　市長決裁
改正　平成23年11月1日

第１　目的

この基本方針は、冬期間においてもより住みやすく、より交流が促進されるよう総合的な除排雪対策について方向性を定めるものである。

第２　基本方針

１　安全で快適な交通ネットワークの確保

特に寒冷である盛岡特有の気象条件下で、市内各地域の特性に適応した除排雪作業及び凍結防止剤散布作業を、効果的かつ円滑に実施するよう努める。

車道部においては、市民の広範な交流を支え、救急医療や公共交通の確実性や信頼性を確保するために、幹線道路の除排雪作業等に努める。また、除排雪指定されていない市道においても、安全で快適な交通ネットワークの確保のため、状況に応じた除排雪作業等を進める。

歩道部においては、市民が多く集まる中心市街地や通学路を重点的に、安全で快適な歩道空間の確保が図られるよう、除排雪作業に努める。

２　連携と市民協働による除排雪体制の構築

市域内における除排雪作業については、国、県及び隣接市町との連携により、効果的で迅速な除排雪に努める。

また、行政と地域住民や町内会及びボランティア団体と、情報を共有しながら、それぞれの役割を分担し、市民と行政との協働による除排雪体制の推進に努める。

３　安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

少子・高齢化が進む中、自力での除排雪作業が困難な世帯について、除排雪作業を支援できるよう、行政や各町内会及びボランティア団体の組織づくりとその育成支援に努める。

自然環境に対しても、除排雪車輌の作業経路を効率的にすることにより、排気ガスの抑制に努める。また、凍結防止剤の散布方法を工夫するなど、環境面に配慮した冬期対策に努める。

４　豪雪時における安全な市民生活の確保

豪雪時においても市民生活への影響を抑え安全が確保されるよう、国、県、隣接市町及び関係機関との連携により、効果的で迅速な除排雪作業を進める。

第３　施策の推進

１　安全で快適な交通ネットワークの確保

(1) 情報収集

気象、路面状況及び市民要望等の情報収集に努め、除排雪作業、凍結防止剤散布及び施設整備等必要な施策を迅速かつ適正に進める。

(2) 除排雪作業

ア　車道については、冬期間通行に供しないあぜ道や幅員が狭いため除雪困難な道路を除き、市民生活への影響及び作業効率を考慮し、あらかじめ除排雪する路線を定め、以下の優先順位により除雪を進める。

(ｱ) バス運行路線等の主要幹線市道。

(ｲ) 主要幹線市道及び国県道を連絡する地区幹線的路線。

(ｳ) 生活に密着した生活道路。

イ　歩道については、通行量が多く幅員の広い歩道を除雪の対象とし、歩行者通行量や周辺状況等を考慮し、あらかじめ除排雪する路線を定め除雪をする。

ウ　あらかじめ定めた路線においては、除雪に伴い道路脇に堆積した雪（以下、「堆雪」という。）により通行が困難である場合は、排雪を実施する。

エ　あらかじめ定められていない路線においては、積雪により通行が困難である場合は、除排雪を実施する。

オ　効率的な排雪作業ができるよう雪置き場の確保を進める。

カ　除排雪作業の実施状況を検証し、作業水準の向上を図る。

(3) 凍結防止剤散布

ア　凍結防止剤を、主要交差点や急坂部の危険箇所に効果的に散布し、通行の安全が確保されるよう進める。

イ　町内会や事業所等に凍結防止剤の散布を依頼する。

ウ　必要な急坂部には凍結防止剤入りドラム缶を設置し、上記と併せて、より効果的に路面凍結を防止する。

(4) 施設整備

ア　道路施設新設の際は、冬でも安心して通行が可能となるよう、気象条件を考慮した施設設計をするとともに、既存の施設については、改良を図るよう進める。

イ　ロードヒーティング等の消融雪施設の整備促進を図り、適正な保守に努める。

ウ　交差点や急坂部の凍結路面には、凍結を抑制する舗装工法等、積極的に取り入れるよう進める。

２　連携と市民協働による除排雪体制の構築

(1) 国、県及び隣接市町村との連携により、除排雪作業効率の向上を図る。

(2) 行政と地域住民、町内会及びボランティア団体との間で役割を分担し、各地域の特性も配慮しながら、市民と行政との協働による除排雪体制を構築する。

(3) 地域のコミュニティー形成に寄与し、市民との連携が図られる施策を充実させるよう進める。

3　安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

(1) 自力での除排雪作業が困難な世帯に対して、間口除雪等の作業支援を行うため、除排雪ボランティアの仕組みづくりを促すとともに、活動しやすい環境づくりとその支援について進める。

(2) 除排雪車輌の作業経路を効率化し、排気ガス排出量の抑制が図られるように努める。

(3) 凍結防止剤については、効果の持続時間が長い凍結防止剤を利用することで散布回数を減らす工夫をするなど、できる限り道路や構造物等へ影響を与えないよう、自然環境に配慮した材料の使用に努める。

4　豪雪時における安全な市民生活の確保

(1) 市民生活の安全確保に必要な対応が迅速に実施できるよう国、県及び隣接市町村に加え、電線管理者等の関係機関との連携を図る。

(2) 通行障害状況等市民生活の安全確保に関する最新情報の発信に努める。

(3) 自力での除排雪作業が困難な世帯、地域住民や町内会及びボランティア団体への支援体制を強化、拡大する。

(4) 通行障害による集落の孤立化等市民生活への影響が大きく、安全な市民生活の確保が困難となる恐れがある場合は、速やかに条例に定める災害対策本部を設置する。

第４　体系図

盛岡市除排雪計画の対象とする道路、管轄区分及び対策区分は次のとおりとする。

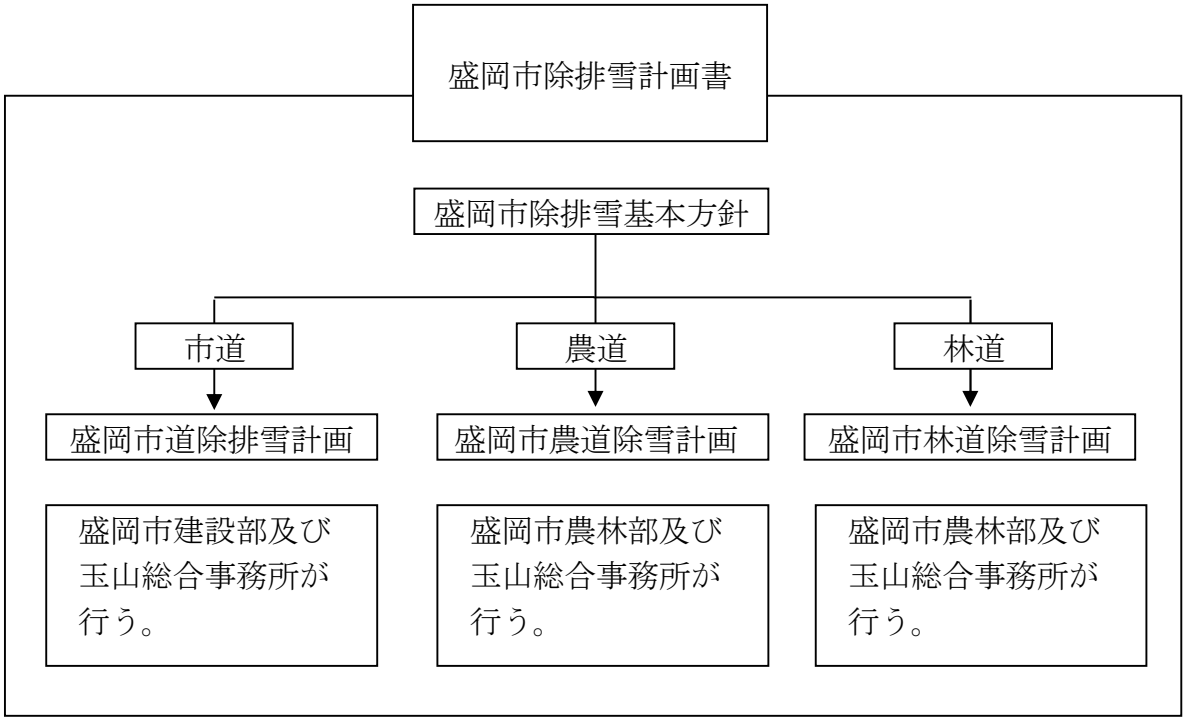

第２章

盛 岡 市 道 除 排 雪 計 画

盛岡市道除排雪計画

1　目的

この計画は、盛岡市除排雪基本方針に基づき、当市における冬期間の道路交通を確保するため、除排雪活動を迅速かつ適切に実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

2　除排雪対策の組織

(1) 除排雪対策本部の設置

除排雪活動を迅速かつ円滑に実施するため、除排雪対策本部を設置する。

なお、除排雪対策本部の組織体制は、別図－1のとおりとする。

(2) 市民対応専門窓口の設置

現地確認、業者対応を円滑に行うため、市民対応専門窓口を設置する。

なお、市民対応専門窓口の体制は、別図－２のとおりとする。

(3) 豪雪対策本部の設置

盛岡地方気象台における「盛岡」の積雪深が概ね40cmを超え、市民生活に多大な影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたる。

なお、豪雪対策本部の組織体制は、別図－３のとおりとする。

(4) 盛岡市職員除雪隊の設置

自力での除雪困難な世帯及び除雪機械では困難な箇所の除雪を行うため、盛岡市職員除雪隊を設置する。

3　除排雪路線の指定

市が除排雪しようとする路線（以下、「除排雪指定路線」という。）のうち車道については、市民生活の基盤路線である定期運行バス路線、スクールバス路線、患者輸送バス路線、その他主要幹線市道及びこれらを連結する地区幹線的路線等の種別ごとに次の区分によりあらかじめ市が指定するものとする。

(1) 第１種指定路線：バス運行路線のほか、主要幹線市道とする。

(2) 第２種指定路線：地区幹線的路線とする。

(3) 第３種指定路線：第１種及び第２種指定路線以外の道路とする。

歩道については、バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び集客施設周辺道路等歩行者通行量が多い路線についてあらかじめ市が指定するものとする。

4　除排雪指定路線以外の除排雪

除排雪指定路線以外の除排雪については、地域住民、町内会、自治会及び事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて除雪機械器具や排雪用ダンプトラック等を貸与する。ただし、積雪状況により通行が困難となったときは、市がパトロールを実施し、除排雪や凍結防止剤散布等状況に応じ対応する。

5　除雪実施基準

除排雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

(1) 降雪量が概ね10cmを超えたとき、又は降雪量が５cmを超え、さらに降雪が予想されるとき。

(2) 出動基準に満たない降雪日が連続し、車輌等又は歩行者の通行に著しい影響を与えるとき、又は予想されるとき。

(3) 強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。

(4) わだち等路面状況が悪化したとき、又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

6　排雪実施基準

除排雪指定路線の排雪は、次に該当する場合に実施する。

(1) 第１種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2mを越え、かつ片側の車道幅員が2.5mを確保できなくなったとき、及び大型車両の相互通行に支障があるとき。

(2) 第２種指定路線においては、車両（大型を除く）の相互通行に支障があるとき。

(3) 第３種指定路線においては、車両（大型を除く）の通行に支障があるとき。

(4) 片側２車線以上を有する路線においては、車線への堆雪により当該車線の大型車両通行に支障があるとき。

(5) 交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。

(6) 学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。

(7) 救急指定病院周辺において、堆雪により救急車両の通行に支障があるとき。

(8) バス停留所において、堆雪によりバスの乗降に支障があるとき。

(9) 路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。

(10) 歩道のないバス路線や歩道が途中で切れている通学路において、堆雪により歩行者の安全な通行に支障があるとき。

7　凍結防止剤の散布

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点、急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については地域住民、町内会及び事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。

8　消融雪施設の維持管理

歩車道、跨線橋、地下道等の機能を確保するため、ロードヒーティング、無散水消雪施設等の各消融雪施設の保守点検等を行う。

融雪道路区間の延長　盛岡地域及び都南地域 22,167.3m

玉山地域 95.0m

9　雪置き場の設置

(1) 除排雪作業を円滑に実施するため、次の区分の雪置き場を設置する。

ア　指定雪置き場

指定雪置き場は次の12箇所とし、委託及び直営により維持管理を行う。

場　所	使用区分
上田旧道路敷	市民、委託会社
雫石川舟場橋下流右岸	市民、委託会社
中津川下ノ橋下流右岸	市民
北上川南大橋下流右岸	市民、委託会社
北上川南大橋下流左岸	市民、委託会社
北上川都南大橋下流左岸	市民、委託会社
北上川都南中央橋下流右岸	市民、委託会社
湯沢団地	市民、委託会社
御所湖下流右岸	市民、委託会社
北上川都南大橋付近下流	市民、委託会社
北上川鶴飼橋上流右岸（玉山地域）	市民
北上川芋田橋下流右岸（玉山地域）	市民

※玉山地域の雪置き場については、直営により維持管理を行う。

イ　身近な雪置き場

町内会等が利用可能な公園及び市有地を雪置き場として設置する。

ウ　より身近な雪置き場

町内会等が民間土地所有者から提供された土地を雪置き場として設置する。

エ　雪堆積場

市が実施する排雪作業でのみ使用するもの。

(2) より身近な雪置き場の固定資産税等軽減措置

更なる雪置き場の確保を図るため、より身近な雪置き場に供された土地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置を講ずるものとする。

10　除排雪水準の向上

(1) 除排雪業者の技術及び意識向上のため講習会等を行う。

(2) 除排雪業者の相互応援体制の確立を図る。

(3) 除雪機械台数及び除排雪業者数を検証し、適正化を図る。

11　情報収集及び管理

(1) 気象情報収集

適切な除排雪作業を行うため、盛岡地方気象台から全般的な気象情報の収集を行うとともに各地区別の情報収集を行う。

(2) 路面情報収集

路面状況について公共交通事業者等から、情報提供を受けるとともに、路面監視システムを利用して状況の確認を行う。

(3) 市民情報（要望等）収集

市民からの要望等に基づく情報を適切に収集したうえで、積雪等の路面情報として管理し、除排雪指示やパトロールの実施に活用する。

12　情報発信

市民協働の除排雪を推進するため、雪置き場の状況及び排雪用貸し出しダンプの利用方法等についても、市のホームページ等を利用し、最新情報の迅速な発信に努める。また、除雪出動の指示状況等についても、電子メール等を活用した情報発信に努める。

13　市民協働による除排雪

次に掲げる事項を実施し、市民が除排雪に協力できるような環境づくりを進める。

(1) 町内会等への小型除雪機の貸し出し制度の拡充を図る。

(2) 町内会及び商店街等が道路の除排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び除雪機械器具の貸し出しを行う。

(3) 広報及び市のホームページ等を利用した啓蒙活動を実施する。

(4) 除雪モニターを設け、除雪期間終了後に業者、市と意見交換を行う。

(5) 身近な雪置き場として、公園及び市有地を提供する。

(6) より身近な雪置き場として、民有地の活用を図る。

(7) 町内会等へ凍結防止剤を配布し、市道の凍結防止を図る。

(8) 町内会等へ背負い式の凍結防止剤散布器を無償貸与する。

(9) 市立中学校及び市立高等学校における活動の一環として、生徒によるペットボトルを利用した凍結防止剤散布実施の取組みを奨励し、通学路等の安全確保を図る。

(10) 町内会長等に市が委託した除排雪業者名を公開し、相互の情報交換を図る。

14　国、県及び隣接市町との調整

(1) 国県市町道と市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図り、行政区域界で除雪の差が出ないよう努める。

(2) 除排雪活動を円滑に実施するため、関係機関及び市民諸団体から成る盛岡市除排雪連絡会議を設置する。

15　豪雪対策

(1) 現地確認体制の強化

降雪及び積雪の情報を収集するため、市内をブロック分けしたうえで、常時のパトロール体制を敷き、道路状況の確認、要望への対応、除雪業者への指導にあたる。その際に不足する公用車については、建設部内の各課及び全庁的な応援により対応する。

(2) 排雪の実施

堆雪による通行障害解消のため、排雪実施基準に基づき排雪作業を実施する。

(3) 市民協働の排雪支援強化

地域住民、町内会、自治会及び事業所等に道路の排雪を実施するための排雪用ダンプトラック等を貸与する場合、必要に応じて積込み用機械の貸与も行う。

(4) 情報発信の強化

倒木や積雪による通行障害等の情報発信についても、市のホームページ等を利用し、最新情報の迅速な発信に努める。

(5) 関係機関との連携

警察及び電気・通信事業者との連携を強化し、倒木や電線切断等による通行障害の早期の解消を図る。

除排雪対策本部組織体制

図―1

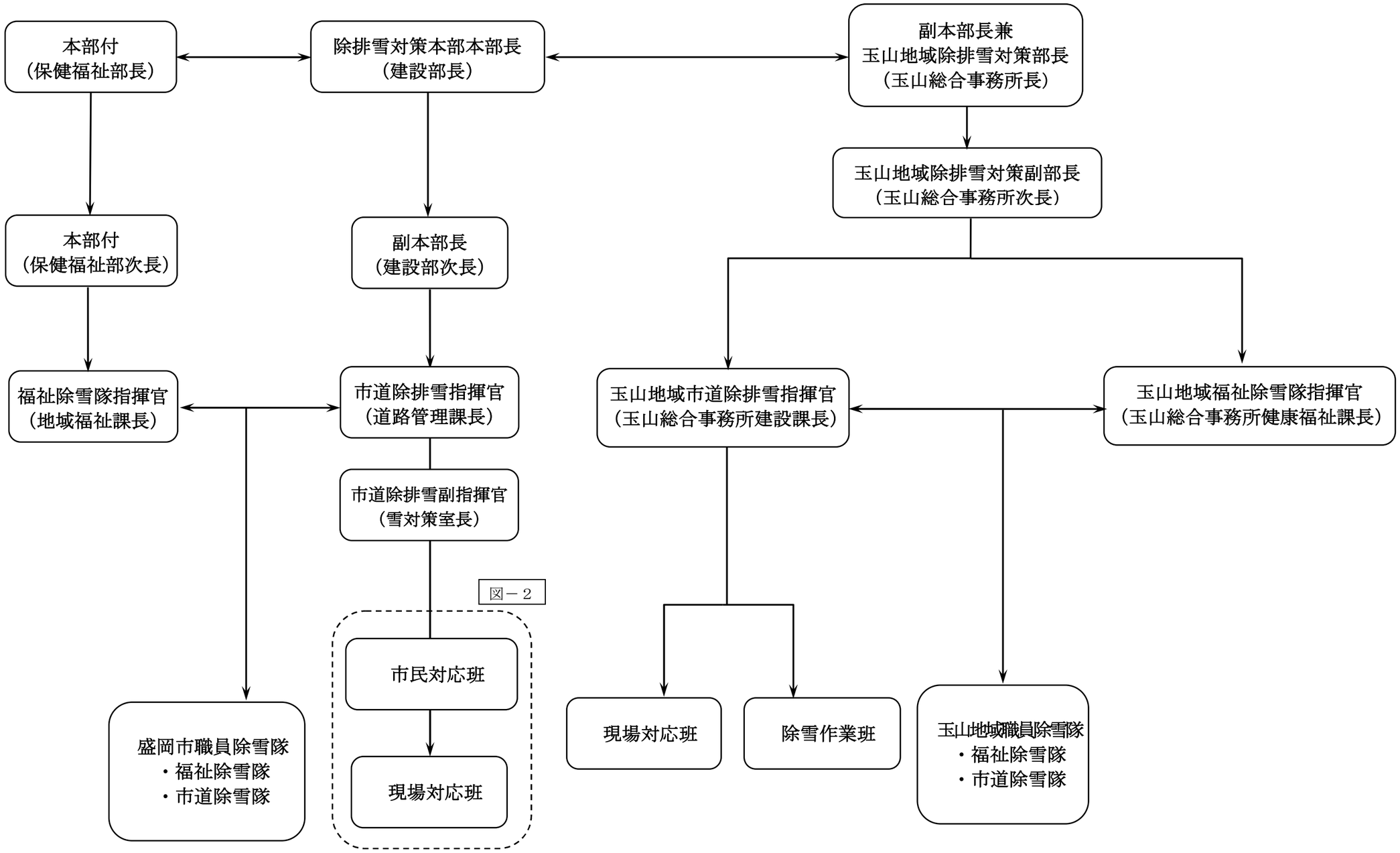

市民対応専門窓口組織体制

図―２

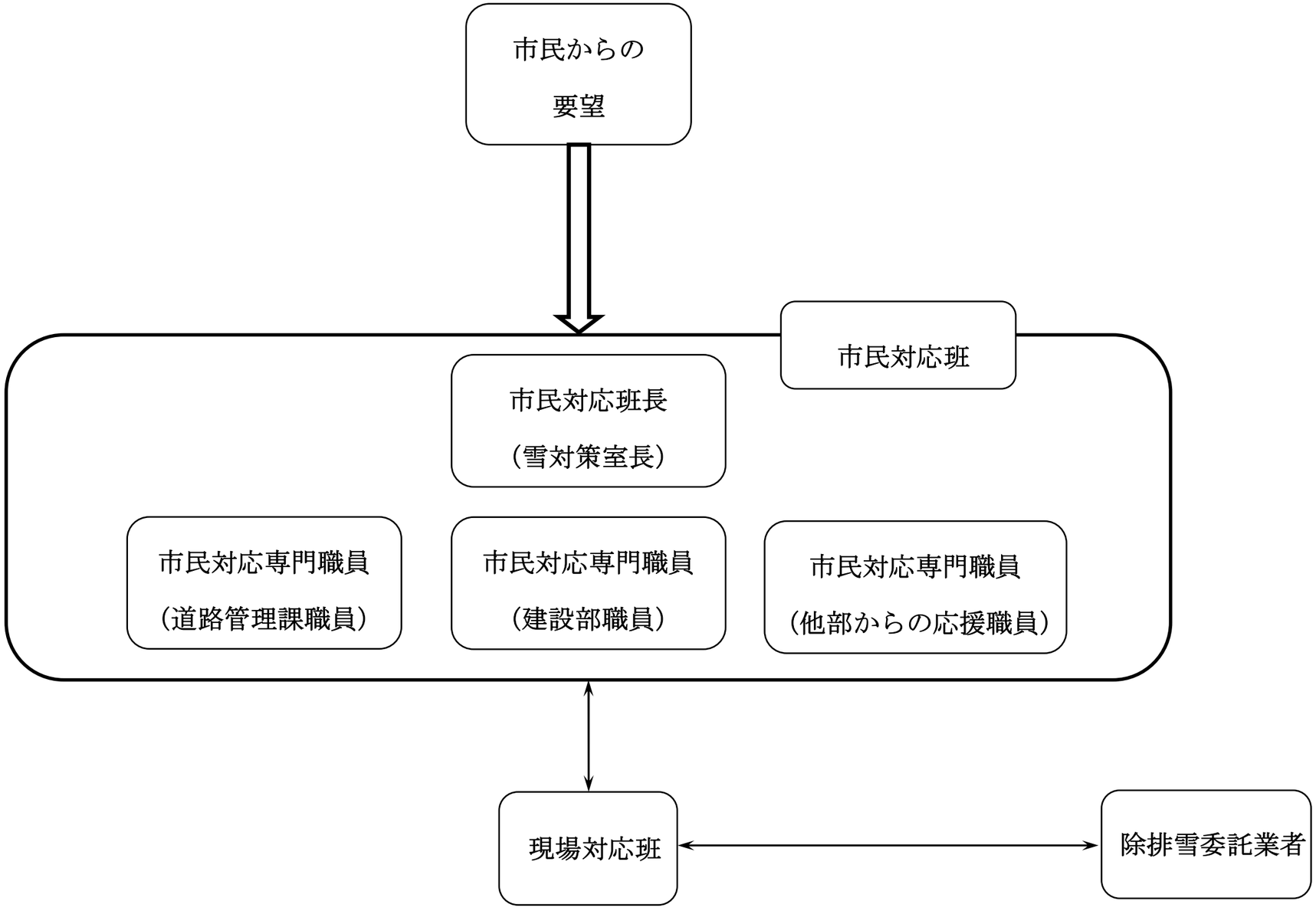

豪雪対策本部組織体制

図―３

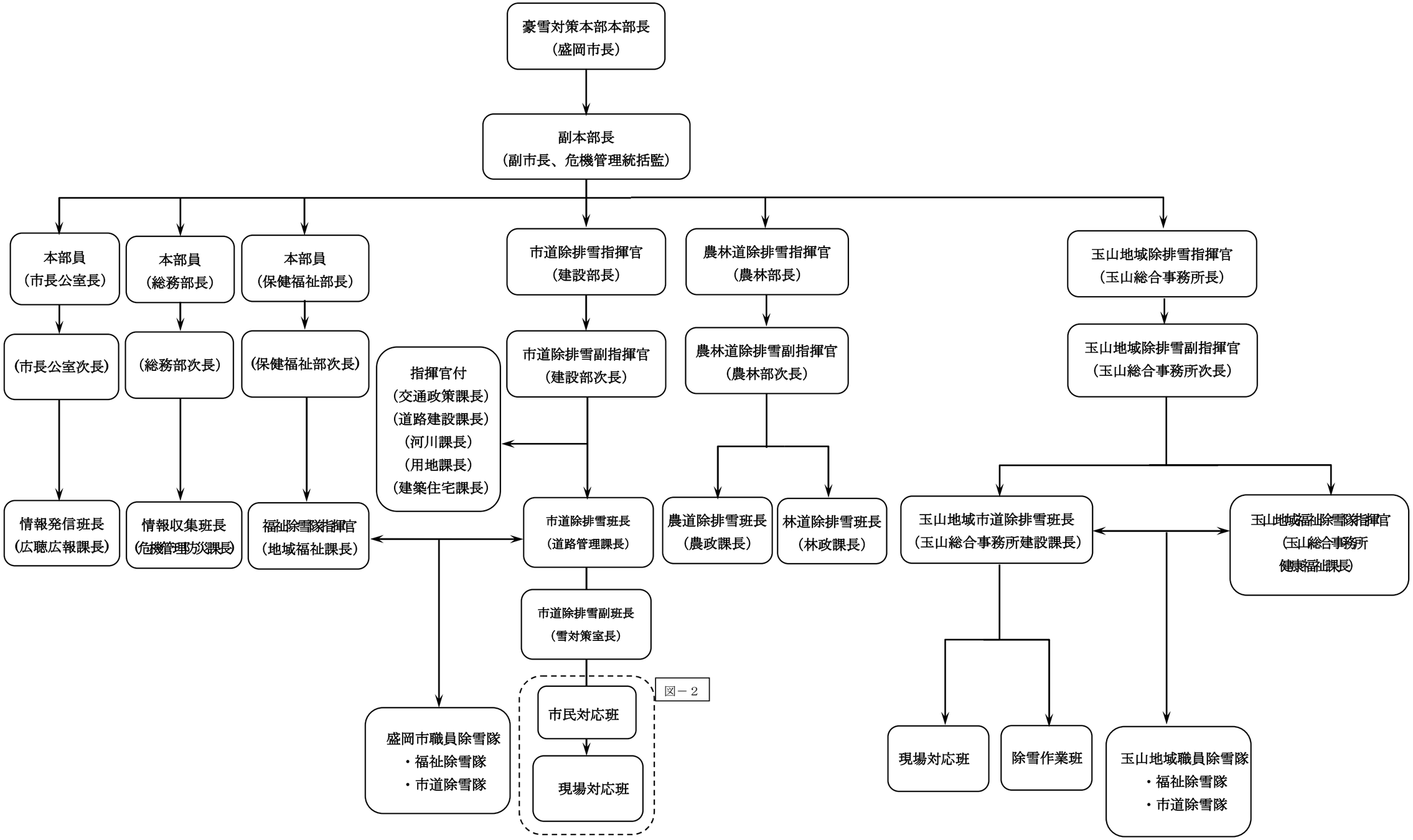

第３章

令和４年度　盛岡市道除排雪計画実施要領

令和４年度　盛岡市道除排雪計画実施要領

１　除排雪対策本部の設置について

令和４年度の除排雪対策本部の設置期間は、令和４年12月１日から令和５年３月31日までとする。

２　除雪路線計画について

各指定路線の完了目標は次のとおりとする。

(1) 盛岡地域及び都南地域

ア　第１種指定路線は午前６時完了を目標に除雪を行う。

イ　第２種指定路線は午前７時完了を目標に除雪を行う。

ウ　第３種指定路線は第１種指定路線及び第２種指定路線の除雪完了後、速やかに除雪を行う。

エ　歩道指定路線は通勤、通学を考慮し、午前７時完了を目標に除雪を行う。

(2) 玉山地域

玉山地域は路線の性格を勘案して、市直営及び委託により効率的かつ速やかに除雪を行う。

除排雪指定路線は別添除排雪計画図のとおりとし、延長は次のとおりである。

(3) 車道除雪延長　　単位：km

	令和４年度	対前年比較
除 雪 延 長	1,539.3	+3.9

うち盛岡地域及び都南地域　　単位：km

地区	路線数	第１種	第２種	第３種	合計
A	443	62.56	70.45	175.09	308.10
B	203	17.14	61.16	55.67	133.97
C	360	28.14	86.63	153.46	268.23
D	358	34.16	57.24	104.18	195.58
E	372	33.83	104.61	203.44	341.88
合計	1,736	175.83	380.09	691.84	1,247.76

令和４年10月３日現在

※　Ａ～Ｅは市道認定の地区区分

Ａ：仁王・桜城(北上川東)・上田・緑が丘・松園・山岸・米内

Ｂ：城南・加賀野・杜陵・大慈寺・中野・簗川

Ｃ：仙北・本宮・太田・つなぎ

Ｄ：青山・みたけ・厨川・土淵・桜城(北上川西)

Ｅ：見前・飯岡・乙部

うち玉山地域　　単位：km

道路種別	区分	除雪延長
市　道	１級	72.06
	２級	45.98
	その他	173.57
	計	291.61
農　道		6.76
林　道		1.91
その他		31.00
合　計		331.28

(4) 歩道除雪延長　　単位：km

	令和４年度	対前年比較
除雪延長	373.1	+3.0

うち盛岡地域及び都南地域　単位：km

	令和４年度
延長	352.90

うち玉山地域　　単位：km

	令和４年度
延長	20.20

３　除排雪実施方法等について

(1) 除排雪実施方法

ア　盛岡地域及び都南地域

盛岡地域及び都南地域は、全て委託により実施する。

イ　玉山地域

玉山地域は、市直営及び委託により実施する。

(2) 除排雪要領

ア　新雪除雪（車道除雪）

(ｱ) 盛岡市道除排雪計画の除雪実施基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断及び市の指示により出動する。

(ｲ) 降雪を路肩又は路外に排除するが、特に初期降雪の際には次期降雪に備え、車道幅員を広く取るように作業する。

イ　吹溜りの処理（車道除雪）

(ｱ) 通行に支障となる吹き溜まりが発見された場合は、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

(ｲ) 吹溜りが多発する路線については、新雪除雪による路肩雪堤が原因とならない様、必要に応じて降雪を路外に除去する。

ウ　路面整正除雪（車道除雪）

(ｱ) 路面の凹凸やわだち掘れが進行した路線について、市の指示により出動する。

(ｲ) 市が担当業者の所有する機械では効果的な作業ができないと判断した場合等には、他の業者に指示する場合がある。

(ｳ) 幹線道路の路面整正除雪は3.7m級以上の除雪グレーダを基本とし、路面の平坦性を確保するとともに、気温上昇に伴う圧雪軟化が生じないようにする。

エ　拡幅除雪（車道除雪）

(ｱ) 沿道に民家が連なる事が無い路線で、路側の堆雪高さが1.2mを越えた場合等に次期降雪に備えて、市の指示により出動する。

(ｲ) 作業はロータリ除雪車を基本とする。

オ　歩道除雪

(ｱ) 盛岡市道除排雪計画の除雪出動基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

(ｲ) 作業は機械作業を基本とし、除雪機械の入る事が出来ない狭小な歩道のみ人力作業を行う。

カ　除雪作業と凍結防止剤散布の組合せ

局所的に凍結しやすい区間については、事前に散布対象区間として設定し、除雪作業後に凍結防止剤散布を実施する。

キ　排雪（運搬除雪）

盛岡市道除排雪計画の排雪実施基準に達した時には、市の指示により実施する。ただし、第１種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2mを越え、かつ片側の車道幅員が2.5mを確保できなくなったときには、排雪担当業者の自主判断により実施する。

なお、排雪作業に伴う機械、人員構成は次の組み合わせを基本とする。

(ｱ) 幹線道路の排雪（運搬除雪）

①路面整正用の除雪車（除雪グレーダ又は11t級以上の除雪ドーザ）	１台
②積込用の除雪車（130PS以上のロータリ除雪車）	１台
③残雪処理用の除雪車（トラクタショベル等）	１台
④運搬車両（ダンプトラック10～11t級）	５～８台
⑤補助員（除雪人夫）	３人以内

(ｲ) 大型の路面整正用の除雪車（グレーダ等）が使用できない補助幹線道路等

①路面整正用の除雪車（除雪ドーザ５～７t級）	１台
②積込・残雪処理用の除雪車	
（ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ0.34～0.6㎥級又は80PS級以上のロータリ除雪車）	１台
③運搬車両（ダンプトラック４t級）	４～７台
④補助員（除雪人夫）	３人以内

ク　市民協働による生活道路の排雪

①運搬車両（ダンプトラック２ｔから４t級）	２台
②積込・残雪処理用の除雪車※	
（ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ0.34～0.6㎥級）	１台
③町内会員など	10人以上

※積込・残雪処理用の除雪車は、学校周辺において堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき、又は積雪深35cmを概ねの目安に現地状況等を勘案し必要に応じて貸与する。

４　凍結防止剤の散布要領

(1) 凍結防止剤散布車による散布

ア　散布時間

通勤、通学の安全確保のため、深夜から早朝又は正午から夕方の散布を基本とする。なお、それ以外は路面状況等を勘案し必要に応じて対応する。

イ　散布量

以下の散布量を基本とする。

酢酸ナトリウム系液剤　～100cc/㎡、塩化物系粒剤　～20g/㎡

(2) 人力による散布

ア　市道の坂道、交差点、日陰で凍結しやすい道路に散布する。

イ　除雪後の雪や氷が薄い状態で散布する。

(3) 散布薬剤

前年度の使用実績等により、使用する薬剤は、平坦部には酢酸ナトリウム系の液剤と塩化物系の粒剤､急坂部には全域に塩化物系の粒剤を基本とする。

地域住民、町内会、事業者及び道路利用者の協力による散布依頼箇所数

ドラム缶等設置箇所	85 箇所(38箇所)
町内会等散布依頼（配布先）	507 箇所

※令和３年度実績 ｶｯｺ内は「玉山地域分」

5　水切り

交差点や路側等において、特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来たす場合は水切りを行う。

第４章

盛 岡 市 農 道 除 雪 計 画

盛岡市農道除雪計画

1　目的

盛岡市除雪計画に基づいて、盛岡市が管理する農道（玉山地域を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

2　指定路線の除雪

市が除雪しようとする農道は、別図のとおりとする。

3　除雪の期間

除雪の期間は、当該年度の 12 月１日から３月 31 日までとする。

4　除雪出動基準

（１）降雪量が概ね 10cm を超えたとき、又は降雪量が５cm を超え、さらに降雪が予想されるとき。

（２）出動基準に満たない降雪日が連続し、車輌等又は歩行者の通行に著しい影響を与えるとき、又は予想されるとき。

（３）強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。

（４）わだち等路面状況が悪化したとき、又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

5　除雪の組織体制

（１）除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。

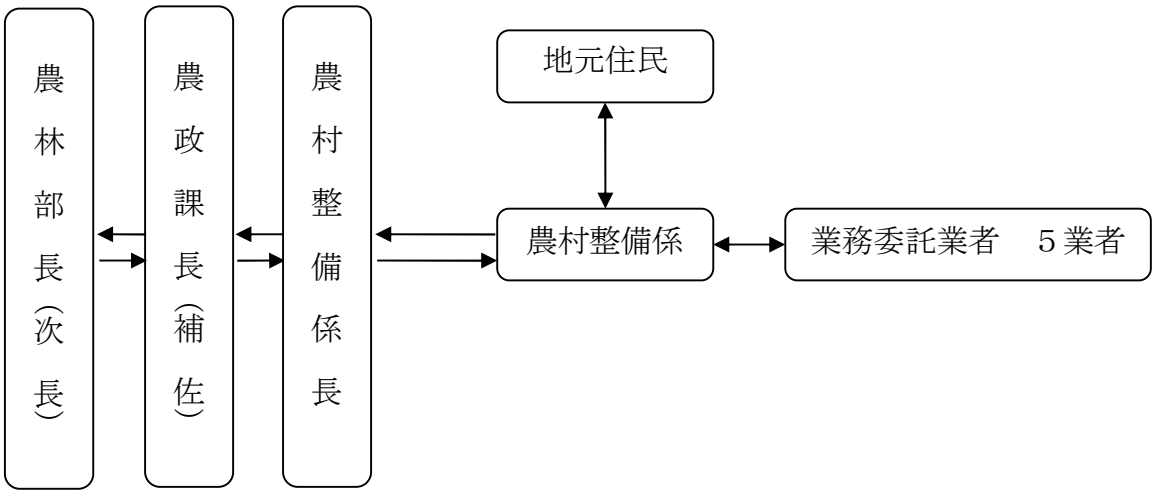

（２）豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、５の（１）の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

6　情報収集

（1）適切な除雪活動を行うため、気象情報の収集を行う。

（2）除雪出動の判断に資するため、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの状況提供を受ける。

7　パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

8　排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪により、車道や待避所の幅員確保が著しく狭くなった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないよう必要に応じて水切りを行うものとする。

9　凍結防止剤の散布について

急勾配区間や急カーブ区間、その他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力を得て、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

令和４年度

農　道　除　雪　計　画　概　要

令和４年度農道除雪計画概要

１　除雪計画路線

（１）路線数及び延長

		令和３年度	令和４年度	増　　減
農　道	路 線 数	７路線	７路線	な　し
	路線延長	8,310m	8,310m	な　し

（２）除雪路線内訳

	路線名	除雪計画延長　m	幅員　m
1	泣坂線	1,500	4.0
2	米内沢線	600	4.0
3	鍋屋敷線	300	3.5
4	南中野線	3,800	6.5
5	八木田線	320	4.0
6	猪去線	495	4.0
7	中村線	1,295	5.0
計		8,310	

２　業務委託業者

（１）業者数

	令和３年度	令和４年度	増　　減
業務委託業者	５業者	５業者	な　し

（２）路線別業者内訳

（予定）

業　者　名	電話番号	住　　所	対　象　路　線
㈱アクード	656-3515	盛岡市猪去的場37-2	猪去線
岩手建工㈱	651-6903	盛岡市神明町10-25	南中野線 中村線
エムテック㈱	688-0050	滝沢市葉の木沢山308-39	鍋屋敷線
中坪　光雄	667-2032	盛岡市上米内字白石17-2	米内沢線
㈲佐々円工務店	623-2795	盛岡市東山２丁目3-5	泣坂線 八木田線

第５章

盛 岡 市 林 道 除 雪 計 画

盛岡市林道除雪計画

1　目的

盛岡市除排雪基本方針に基づいて、盛岡市が管理する林道（玉山地域を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

2　指定路線の除雪

市が除雪しようとする林道除雪路線は、別表のとおりとする。

3　除雪の期間

除雪の期間は、当該年度の 12 月１日から３月 31 日までとする。

4　除雪出動基準

（１）降雪量が概ね 10cm を超えたとき、又は降雪量が５cm を超え、さらに降雪が予想されるとき。

（２）出動基準に満たない降雪日が連続し、車輌等又は歩行者の通行に著しい影響を与えるとき、又は予想されるとき。

（３）強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。

（４）わだち等路面状況が悪化したとき、又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

5　除雪の組織体制

（１）除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。

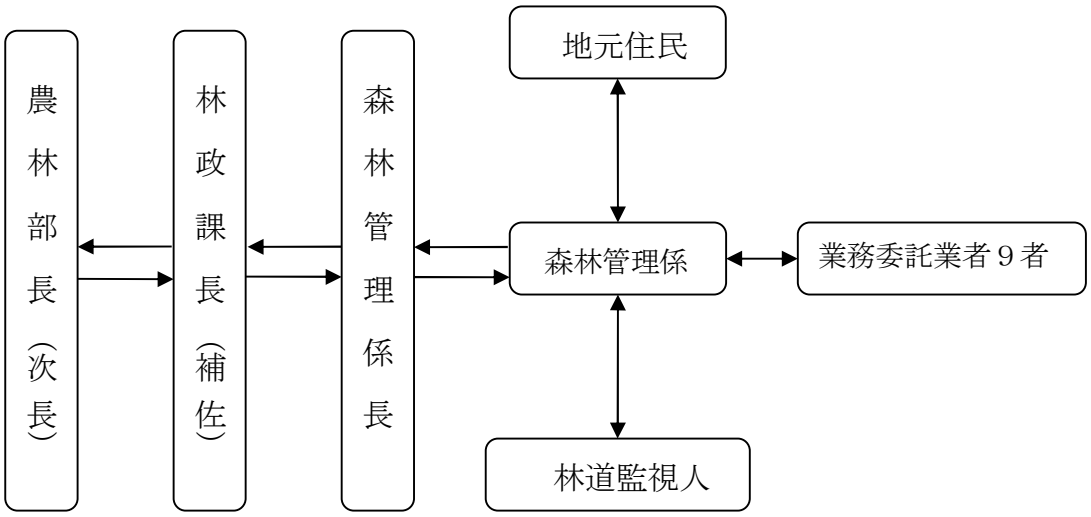

（２）豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、５の（１）の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

6　情報収集

（1）適切な除雪活動を行なうため、気象情報の収集を行う。

（2）除雪出動の判断に資するため、林道監視人、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの情報提供を受ける。

7　パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

8　排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪のため、車道や待避所の幅員確保が著しく困難になった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないよう必要に応じて水切りを行うものとする。

9　凍結防止剤の散布について

急勾配区間、急カーブ区間及びその他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力をいただき、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

令和４年度

林　道　除　雪　計　画　概　要

令和４年度林道除雪計画概要

１　除雪計画延長

		令和３年度	令和４年度	増　　減
林　道	路線数	20 路線（21 工区）	20 路線（21 工区）	な　し
	路線延長	４８，７８９ｍ	４８，７８９ｍ	な　し

２　業務委託業者

	令和３年度	令和４年度	増　　減
業務委託業者	９業者	９業者	な　し

３　林道除雪路線

	路線名		除雪計画延長（m）	幅員（m）	備考
1	林　道	矢沢Ⅰ区	2,000	3.6	
2	林　道	矢沢Ⅱ区	2,630	4.0	
3	林　道	建石線	400	5.0	
4	林　道	高畑１号線	950	3.6	
5	林　道	宇曽沢線	2,106	3.6	
6	林　道	仁右ェ門１号線	400	4.0	
7	林　道	仁右ェ門２号線	1,285	4.0	
8	林　道	砂山線	2,709	5.0	
9	林　道	築場線	80	3.6	
10	林　道	岩神Ⅰ区	8,500	4.0～5.0	
11	林　道	岩神Ⅱ区	7,400	4.0	
12	林　道	岩神Ⅲ区	3,368	4.0	
13	林　道	米内川線	8,843	4.0	
14	林　道	高森山線	750	4.0	
15	林　道	平六沢線	80	4.0	
16	林　道	手代木線	80	4.0	
17	林　道	飛鳥線	1,749	4.0～5.0	
18	林　道	上大沢線	2,196	4.0	
19	林　道	江柄線	1,963	4.0	
20	林　道	高屋敷線	600	4.0	
21	林　道	鬼ヶ瀬線	700	4.0	
合計			48,789		

4　林道除雪業務委託業者一覧

業者名	電話番号	住所	対象路線
岩手建工㈱	651-6910 FAX651-7837	〒020-0884 盛岡市神明町 10-25	林道　高畑１号線 林道　飛鳥線
三田地　道久	618-9218 FAX 618-9218 携帯 090-6855-0616	〒 020-0001 盛岡市上米内字道ノ下 43-3	林道　米内川線 林道　矢沢Ⅰ区 林道　高森山線
高舘　勉	666-2443 FAX666-2443	〒020-0803 盛岡市新庄字中津川 37-15	林道　岩神Ⅱ区
中坪　光雄	667-2032 FAX667-2032 携帯 090-7061-7349	〒020-0001 盛岡市上米内字白石 17-2	林道　矢沢Ⅱ区
(有)佐藤建興	691-1203 FAX691-1207	〒020-0506 雫石町沼返 114-1	林道　宇曽沢線 林道　仁右ェ門１号線 林道　仁右ェ門２号線 （その他路線）
藤村 万佐雄	696-3003 FAX696-3002 携帯 090-1060-2238	〒020-0401 盛岡市手代森 4-9	林道　上大沢線 林道　鬼ケ瀬線 林道　江柄線 林道　築場線 林道　砂山線 林道　手代木線 林道　高屋敷線
農事組合法人 日農ベジタルファーム	0195-62-8658 FAX0195-68-7006 携帯 090-3640-9271	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市 5-138-5	林道　岩神Ⅲ区
盛岡広域森林組合	601-6858 FAX601-6857	〒028-4132 盛岡市渋民字泉田 360	林道　岩神Ⅰ区
㈱山崎組	652-3088 FAX652-3085	〒020-0807 盛岡市加賀野 3-12-30	林道　御大堂２号線 林道　建石線 林道　平六沢線

第６章

資　　料

1　使用機械一覧表

令和４年度の市道除排雪業務に使用する機械等は、次のとおりである。

（台）

	機種名	市保有車両	委託車両
①	除雪グレーダ	9	28
②	除雪トラック	1	0
③	除雪ドーザ	9	113
④	ミニホイルローダ	0	185
⑤	ロータリ除雪車（除雪幅＞1.5m）	1	9
⑥	ロータリ除雪車（除雪幅≦1.5m）	13	21
⑦	ブルドーザ	0	13
⑧	バックホウ	0	51
⑨	ダンプトラック(2t･4t)	1	111
⑩	ダンプトラック(10ｔ)	0	19
⑪	除雪ジープ	0	2
⑫	トラクター	0	0
⑬	凍結防止剤散布車	5	13
⑭	車載式散布機	0	0
⑮	ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ除雪機	2	89
⑯	ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ除雪機(町内会貸出)	152	0
	合　　計	193	654

※令和４年10月３日現在見込み

２　関係機関一覧表

関　係　機　関　名	電　話　番　号
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡出張所	636-0444
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡国道維持出張所	636-0018
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡西国道維持出張所	687-5888
盛岡地方気象台	622-7869
岩手県盛岡広域振興局土木部道路環境課	629-6646
岩手県盛岡東警察署	606-0110
岩手県盛岡西警察署	645-0110
盛岡中央消防署	622-0119
盛岡西消防署	647-0119
盛岡南消防署	637-0119
東日本旅客鉄道株式会社盛岡保線技術センター	652-2438
IGRいわて銀河鉄道株式会社	601-9980
岩手県交通株式会社	654-2141
岩手県北自動車株式会社	641-7711
盛岡個人タクシー協同組合	622-8161
一般社団法人盛岡地区タクシー協会	623-8511
公益社団法人岩手県バス協会	651-0680
盛岡ガス株式会社	653-1241
東北電力株式会社岩手支店	653-2115
ＮＴＴ東日本岩手支店	625-4410
盛岡市上下水道局	623-1411

３　令和４年度市道除排雪業務委託業者一覧表

	工区	業　　者　　名	住　　所	電話番号
1	1	(株)熊谷砂利店	上太田上川原153	659-0522
2	2	高清建設(株)	繋字湯ノ舘5	689-2219
3	3	樋下建設(株)	下太田下川原100-1	656-2154
4	4	岩手建工(株)	神明町10-25	651-6910
5	5	盛岡舗道(株)	中太田深持151-1	659-0185
6	7	鹿島道路(株)盛岡営業所	黒川5地割2	675-1200
7	13	日本ﾊｲｳｪｲｻｰﾋﾞｽ(株)盛岡営業所	みたけ二丁目4-27	647-8340
8	22	(有)岩手ハツリ工業	川目町21-18	651-3601
9	25	(株)上の島	下太田下川原136-1	658-1100
10	32	(有)久保田工務店	月が丘一丁目29-40	641-1430
11	33	(株)熊谷工務店	愛宕町9-10	623-5465
12	40	三陸土建(株)	みたけ五丁目15-12	646-5861
13	42	篠村建設(株)	稲荷町9-6	647-8811
14	47	(株)菅七工務店	中太田新田25-115	659-0729
15	50	大伸工業(株)	永井14-5	638-3251
16	54	(有)大高建設	好摩字芋田向82-36	601-4320
17	62	(株)司組	本宮三丁目10-20	635-1216
18	64	(株)東北ターボ工業	下太田田中1-2	658-1113
19	65	戸張建設(株)	前九年一丁目3-22	647-3437
20	66	中亀建設(株)	向中野5-7-17	636-0223
21	70	東野建設工業(株)	加賀野二丁目8-15	653-3388
22	79	(有)盛岡舗装サービス	西松園一丁目4-12	661-1524
23	80	盛舗建設(有)	上厨川字杉原1-4	648-5711
24	81	(株)山崎組	加賀野三丁目12-30	652-3088
25	83	吉田建設(株)	本町通三丁目19-10	622-2365
26	85	菱和建設(株)	みたけ一丁目6-30	641-9365
27	87	中坪　光雄	上米内字白石17-2	667-2032
28	89	(有)沢口砂利店	城西町7-3	622-0533
29	92	(株)石名坂	東見前4-35	638-7521
30	96	(株)下河原組	乙部4-6-1	696-2255
31	100	沼田　紘一	西見前19-3-7	638-8882
32	101	南野　エツ子	大ヶ生11-52	696-4958
33	104	瀬川　与一	湯沢10-5	638-4673
34	105	佐々木　修一	西見前 17-14	638-6648
35	106	(株)浅沼工務店	本宮二丁目11-8	636-0131
36	107	佐々木建設(株)	紫波町日詰字石田56	676-3610

番号	工区	業　　者　　名	住　　所	電話番号
37	109	熊谷　巧史	湯沢2-73	638-1515
38	115	梨子建設(株)	高松四丁目20-20	661-2411
39	116	(株)佐藤興産	手代森19-95-2	696-2362
40	117	(有)上中屋敷重機	雫石町上野上野沢1-1	692-1897
41	118	(有)東北農林建設	中太田屋敷田108	658-1900
42	120	(有)宮田屋	若園町1-19	623-1001
43	122	筒治　丹平	桜台二丁目3-1	667-1234
44	124	(株)菊池工業	雫石町繋5-190-156	692-3522
45	125	(有)黒澤建設	桜台一丁目1-4	661-3101
46	133	(株)エスイーシー	肴町13-28ｸﾞﾘｰﾝｷｬﾋﾟﾀﾙ1001	623-7339
47	135	(有)山幸造園	滝沢市巣子276-44	688-5458
48	137	(株)杜陵工業	上太田三枚橋55-1	656-2500
49	142	みちのく工業(株)	門二丁目19-9	604-6723
50	146	(有)南部綜業	青山二丁目1-9	601-1277
51	152	(有)光明園	渋民字駅22-1	683-2606
52	155	(有)田越工務店	中屋敷町1-33	646-1133
53	159	(株)友工業	中太田屋敷田107-2	658-0350
54	161	城北電機(株)	みたけ三丁目8-11	641-4185
55	164	(株)建塗装工業	桜台三丁目4-11	661-1727
56	165	東日本ビル管理(有)	滝沢市穴口457-21	687-3677
57	166	(株)岩手サンロード	永井19地割197-1	639-1343
58	167	(有)フジミ工建	厨川五丁目5-26	684-3903
59	174	近藤産業	東新庄一丁目26-11	622-0013
60	189	フクミ産業	紫波町遠山字松原37-5	638-9496
61	190	(有)佐藤建興	雫石町沼返114-1	691-1203
62	191	(有)大茂建設	矢巾町大字赤林7-55	697－3681
63	192	(株)アクード	猪去的場37-2	656－3515
64	193	(株)東日本工業	湯沢10地割73-4	601－9651
65	195	(株)共同工建	紫波町日詰西1-9-7	676－2963
66	196	(有)藤工	乙部5地割105	656－1133
67	197	藤村　万佐雄	手代森4地割21	696－3003
68	199	及川　眞信	厨川二丁目26-3 304	070-5620-8461
69	200	東部住設	下米内二丁目18-5	663-8073
70	201	総建工業(株)	本宮二丁目4-25	601-5279
71	202	(株)アスピレーション	雫石町西安庭旭台278-18	692-5189
72	203	(有)シマカワ	上米内字明通3-2	667-1780
73	205	(株)山谷産業	矢巾町広宮沢第10地割515-3	637-4622
74	207	エムテック(株)	滝沢市葉の木沢山308-39	688-0050

番号	工区	業　　者　　名	住　　所	電話番号
75	208	新工住建(株)	川崎字上川崎24-1	683-3484
76	209	(有)東海エクステリア	小鳥沢二丁目2-8	662-0514
77	210	岡崎建設(株)	紫波町桜町2-5-10	676-5660
78	212	(有)松園塗装店	東松園一丁目22-6	662-0783
79	213	(有)銀河サービス	名須川町32-63-105	654-2334
80	214	東アジア警備保障(有)	中太田新田25-605	656-0127
81	216	瀬川　幸夫	繋字尾入野48-27	689-2717
82	217	藤平　勝雄	繋字尾入野25-8	689-2725
83	219	東北サンドクリーン	滝沢市巣子152-105	688-7023
84	220	(株)熊坂建設	月が丘一丁目24-13	647-4164
85	221	(株)都南建設	三本柳23地割23-1	637-1455
86	222	(株)渡辺土木	東黒石野二丁目2-19	662-1855
87	223	(有)岩手工業	八幡平市田頭31-27	688-7283
88	224	(株)しんせつ	乙部29-43	601-3440
89	226	佐々木　寛光	下米内二丁目18-6	662-6812
90	227	(株)グリーンロード岩手	上厨川字横長根52-29	684-3474
91	230	(有)オダシマ建工	滝沢市鵜飼洞畑99-6	687-1565
92	231	(有)飛鳥重機	手代森17-136	696-5655
93	232	(株)SASAEN	東山二丁目3-5	623-2795
94	233	三笠工業	上米内赤坂3-62	090-1064-9390
95	234	三上　優喜男	桜台三丁目1-3	090-9749-1886
96	235	山崎施工	山岸六丁目38-5	090-2276-1490
97	243	街の便利屋　助さん	月が丘二丁目6-35	656-9981
98	246	(有)阿部建設	厨川二丁目1-80	641-1068
99	248	(有)細田仮設工業	紫波町上平沢字南馬場50-3	696-3899
100	251	(株)内澤建設	上厨川字野子146-1	646-4283
101	252	(株)高光建設	上堂二丁目4-15	647-1055
102	253	(株)アイ・クリーン	山岸三丁目20-8	661-6511
103	255	マルセイ建設(株)	山岸字大平19-4	613-6343
104	256	中村建材(株)	雫石町板橋59-2	613-5871
105	257	(株)梅津組　北東北営業所	愛宕町19-20	601-8535
106	258	(有)岩崎建設	岩手町大字川口12-3-1	613-6993
107	259	菅野工務店(株)	松園三丁目3-1	601-4121
108	261	(株)フジサービス	東松園二丁目8-1	618-4168
109	263	(同)ロードプリンス	高松三丁目6-25	664-9011
110	264	業(株)	下飯岡21-95	613-7782
111	265	幸心興業	北松園二丁目27-2	080-1825-3051
112	266	(株)メグミ	上堂四丁目11-29	641-3095

番号	工区	業　　者　　名	住　　所	電話番号
113	267	マックトータルサービス	東新庄一丁目10-22	651-4888
114	268	イーテック(株)	矢巾町南矢幅12-104-3	681-1408
115	269	フジ企画	矢巾町赤林17-31-10	697-6119
116	270	(株)岩手マイテイーセンター	城西町5-40	653-3233
117	271	盛和興業(株)	上田字宇登坂長根49-1	681-2355
118	272	ゆう技建	紫波町南矢幅9-453 202	656-1587
119	273	KYOSHIN	滝沢市木賊川326-3	601-3906
120	274	浅沼農園	下鹿妻下通26	090-2366-4915
121	275	(株)ABR	東見前4地割35-１	658-9550
122	276	(同)工藤建装	中太田新田20番地	618-2898
123	277	三田地　道久	上米内字道ノ下43-3	090-6855-0616
124	278	谷川建材	滝沢市葉の木沢山298-31 3号	090-9037-3304
125	279	(一社)スポーティブ岩手	向中野二丁目46-8	681－8450
126	280	(株)N･P･C	神明町4-20	681-2617
127	281	CU(同)	北飯岡二丁目19-28	0120-5454-09
128	283	(有)錦開発	上太田若宮11番地	659-3124
129	285	弘伸工業(株)	北夕顔瀬7-32	646-5474
130	286	サイクルセンター山口輪店	材木町3-8	622-5581
131	287	(株) ReLife	津志田2-37-2	613-8282
132	玉山地域	ＡＣサカモト（株）	川崎字川崎92-4	683－2957
133	玉山地域	（株）太子建設	寺林字平森40-1	682－1310
134	玉山地域	（有）小綿組	川崎字向川崎102-14	682－1121
135	玉山地域	(有)西根企業	八幡平市大更第27地割55-2	688-7751
136	玉山地域	（合）八幡平除雪サービス	八幡平市大更第36地割7-5	0195-78-8041
137	玉山地域	（有）岩手架設工業	厨川三丁目11-1	646-4165
138	玉山地域	大森　竹見	川又字宇登97	685-2826
139	510	菅野　力雄		
140	513	瀬川　和則		
141	517	(有)中野設備工業所		
142	521	大坪　長四郎		
143	522	北夕一町会除雪隊		
144	526	浅沼　兵作		
145	530	松園三丁目町内会除雪班		
146	601	西青山三丁目町内会		
		令和４年11月15日現在	146者	

注）工区番号500番台以降はボランティア契約等につき、住所及び電話番号を非記載とする。